

# (仮称) 旧上瀬谷通信施設公園 整備事業

## 計画段階配慮書の概要

令和2年1月28日

横浜市

1

## 本日の説明内容

1. 事業計画の概要
2. 地域の概況及び地域特性
3. 配慮指針に基づいて行った  
計画段階配慮の内容

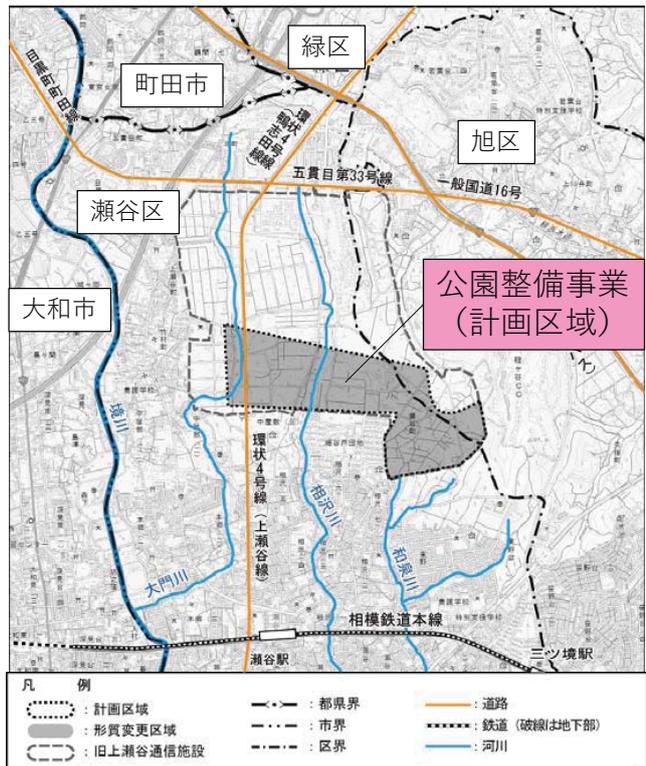
2

# 1 事業計画の概要

## 事業計画の概要

配慮書p.1-1~1-3

都市計画決定権者の名称並びに当該第1分類事業を実施しようとする者の氏名及び住所	
【都市計画決定権者】	横浜市
【第1分類事業を実施しようとする者】	名称 横浜市 代表者の氏名 林 文子 主たる事務所の所在地 神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地
事業の名称	
(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業	
事業の種類、規模	
運動施設、レクリエーション施設等の建設 (都市公園の新設) (第1分類事業) 敷地面積 約63 ha 形質変更区域面積 約63 ha	
計画区域	
横浜市瀬谷区瀬谷町、旭区上川井町	



## 事業の目的及び必要性

配慮書p.1-4~1-5

### 「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（素案）」 （横浜市、令和元年12月）

- ・ 今ある緑や農地を保全しつつ、新たなコトやモノを創出することで、世界中のヒトやモノを惹きつける魅力ある空間を実現する。
- ・ 旧上瀬谷通信施設を含む郊外部の活性化を目指す。
- ・ 令和9年開催の国際園芸博覧会の理念をみらいに継承・発展していく。

### 「（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業」

- ・ 豊かな自然をいかしたレクリエーション空間の創出
- ・ 国際園芸博覧会のレガシーを継承する拠点の形成
- ・ 大規模災害発生時における広域的な応援活動の拠点等の形成

5

## 事業計画の内容 公園整備のテーマ（案）

配慮書p.1-5

自然の恵みを活用する技術を活かした、自然と暮らしが調和する新たなライフスタイルを、都市と緑が共存する上瀬谷で実践し発信します。

### 公園整備のテーマ（案）

#### 『「みどり」と都市生活がつながる新たなライフスタイル』

##### 1) 『ガーデンシティ横浜』の新たな拠点

都市郊外にありながら、返還地として農地や水辺が残る貴重なオープンスペースである計画区域のポテンシャルを活かします。

##### 2) 『国際園芸博覧会』の取り組みをレガシーとして継承

国際園芸博覧会で培われた「ヒト」「モノ」「コト」の取り組みをレガシーとして継承し、多様な担い手が連携して公園をつくり育みます。

##### 3) 魅力的な『ガーデニング、グリーンインフラ』の実装

周辺の農業振興ゾーンとの連携等により、緑・農の多面的な価値が体感でき、暮らしへのフィードバックが可能な場とし、緑・農と都市生活が融合した新たなライフスタイルを発信します。

6

## 事業計画の内容 公園整備方針（案）

配慮書p.1-6

### ■公園整備方針（案）

- ・ 水や緑など上瀬谷の「大地」を基調とした公園
- ・ 国際園芸博覧会のレガシーの継承・発信拠点
- ・ 「農」と都市のライフスタイルの融合
- ・ 多様な主体が参画し、様々な楽しみ方を引き出せる公園
- ・ 花・緑・食・農が拓く心豊かで健やかな公園
- ・ グリーンインフラの展開と緑の多面的機能の発信
- ・ 防災・減災に資する公園

7

## 事業計画の内容 ゾーン構成

配慮書p.1-7



#### 公園・防災ゾーン

国際園芸博覧会のレガシーを継承する公園や災害時における広域的な防災拠点(消防・警察・自衛隊などの受入に必要な広域応援活動拠点としての施設・機能や広域避難場所としての機能)などを形成します。

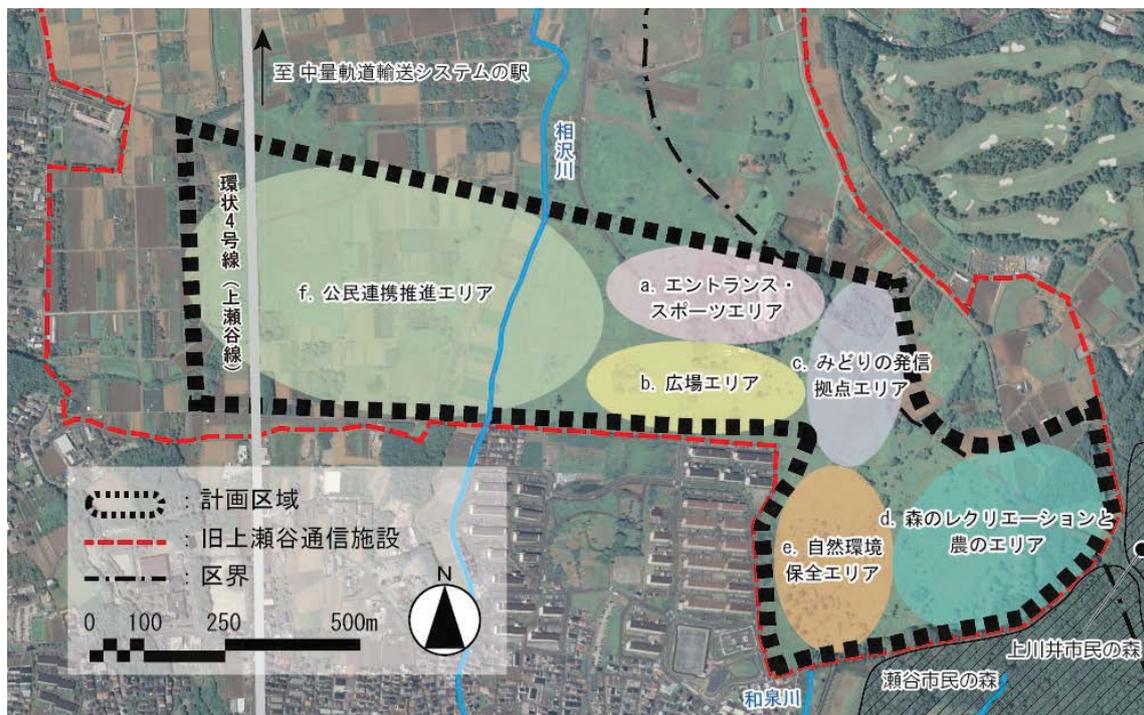
#### 観光・賑わいゾーン

テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地し、国内外から人を呼び込む観光と賑わいの拠点を形成します。

8

## 事業計画の内容 エリア構成

配慮書p.1-8



9

## 今後のスケジュール

配慮書p.1-10

- 令和元年度から令和4年度までは、都市計画や環境影響評価等の手続、国との協議などの着工準備期間。
- その後、整備を開始し、令和9年に開催する国際園芸博覧会時には整備を一時中断。
- 園芸博の閉会後に整備を再開し、令和10年に一部供用を想定。その後、段階的に整備していく予定。

整備スケジュール(予定)

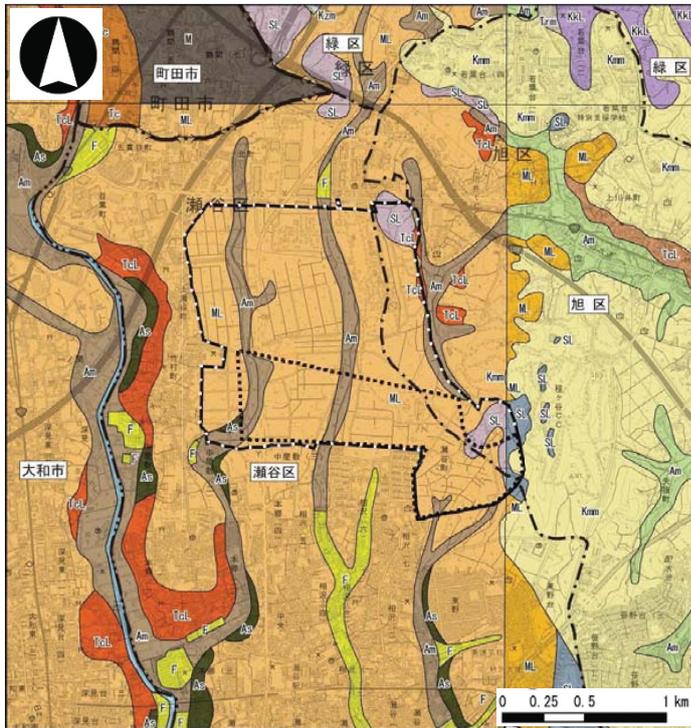
	令和元～5年度	令和6～10年度	令和10年代前半
都市計画, 環境影響評価等の手続	➤		
公園整備事業	基本計画・設計・整備 ➤	整備再開・供用開始 ➤	
国際園芸博覧会 (令和9年3月～9月)		➤	

10



## 地質の状況

配慮書p2-6~2-7



- 計画区域には、武蔵野ローム層、相模層群・下末吉ローム層、沖積層等が分布している。

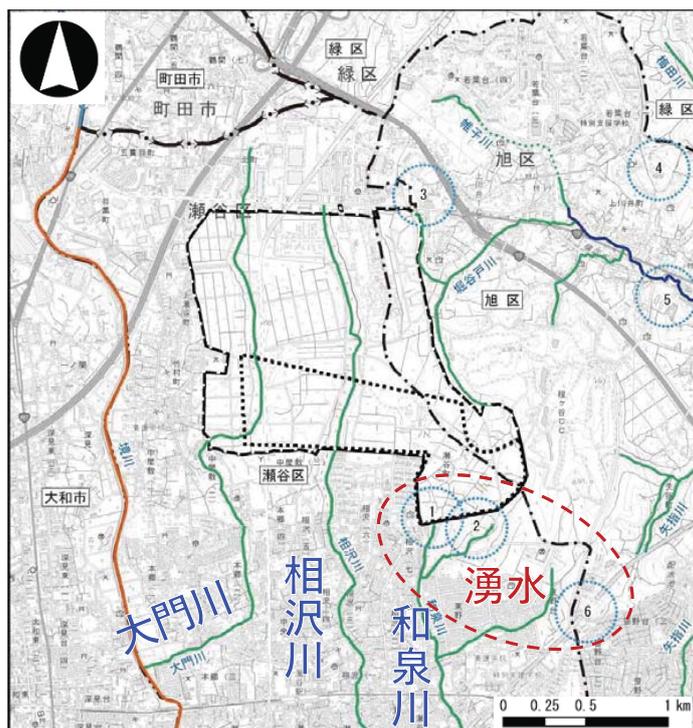
<凡 例>

- 計画区域
- 旧上瀬谷通信施設
- 都県界
- 市界
- 区界
- 沖積層 (泥を主とし砂を含む)
- 沖積層 (砂・礫を主とし泥を含む)
- 立川ローム層
- 立川ローム層・立川段丘堆積物
- 立川ローム層・立川礫層
- 武蔵野ローム層
- 武蔵野ローム層・武蔵野段丘堆積物
- 武蔵野ローム層・武蔵野礫層
- 相模層群・下末吉ローム層
- 相模層群・下末吉ローム層・下末吉層
- 相模層群・山王台ローム層・上倉田層
- 上総層群
- 上総層群・鶴川層
- 上総層群・上星川層
- 低湿地堆積物
- 埋土
- 盛土
- 水部分
- なし

13

## 河川及び湧水の分布状況

配慮書p2-13~2-18



- 計画区域内には、大門川、相沢川、計画区域の南側近傍には和泉川が流れている。

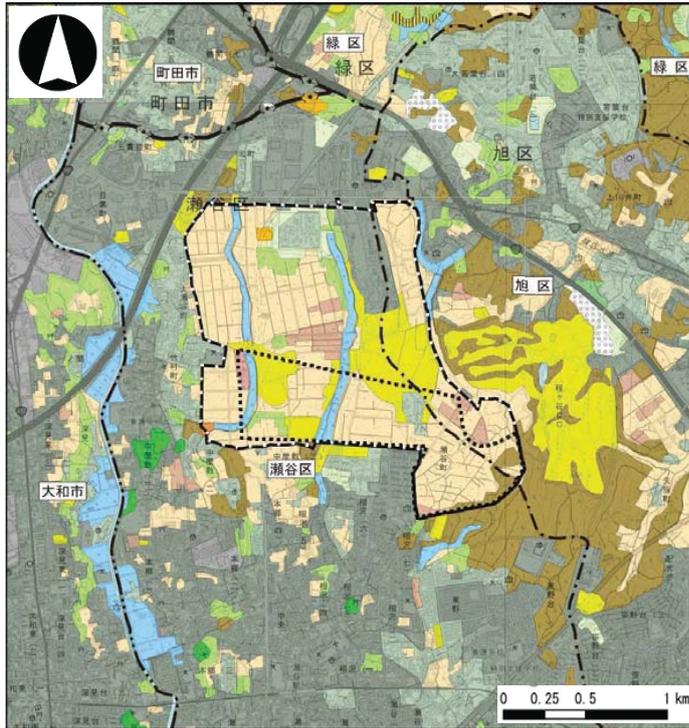
<凡 例>

- 計画区域
- 旧上瀬谷通信施設
- 都県界
- 市界
- 区界
- 二級河川 (県管理区間)
- 二級河川 (都管理区間)
- 二級河川 (県管理市施行・維持区間)
- その他 (横浜市管理)
- 公共下水道
- 湧水の位置

14

## 現存植生図

配慮書p2-19～2-20



- 計画区域の現存植生は、「畑雑草群落」、「ゴルフ場・芝地」、「水田雑草群落」の他に、「クヌギ・コナラ群集」、「スギ・ヒノキ・サワラ植林」、「果樹園」、「緑の多い住宅地」等が分布している。

<凡 例>

	計画区域		ゴルフ場・芝地
	旧上瀬谷通信施設		牧草地
	都県界		路傍・空地雑草群落
	市界		果樹園
	区界		常緑果樹園
	シラカシ群集		畑雑草群落
	シラカシ屋敷林		水田雑草群落
	コナラ群落 (V I I)		市街地
	クヌギ・コナラ群集		緑の多い住宅地
	低木群落		残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
	チガヤーススキ群落		工場地帯
	スギ・ヒノキ・サワラ植林		造成地
	竹林		開放水域

15

## 重要な植物群落の分布位置図

配慮書p2-31～2-34



- 計画区域内には、植物の重要な群落等は確認されなかった。

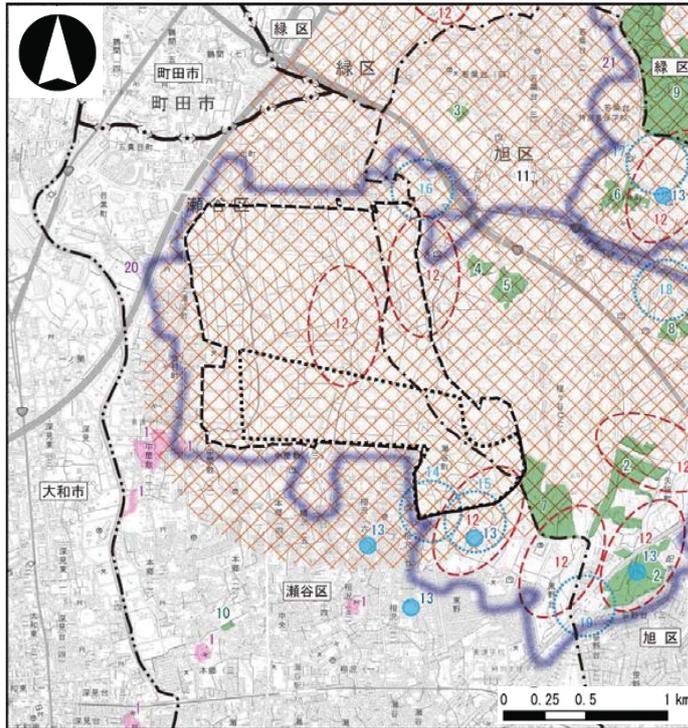
<凡 例>

	計画区域
	旧上瀬谷通信施設
	都県界
	市界
	区界
	天然記念物
	自然植生 植生自然度9

16

## 重要な自然環境のまとまりの場

配慮書p2-51~2-53



- 計画区域内には、生物多様性保全上重要な里地里山、ホタル生息確認地域、湧水、緑の10大拠点がある。

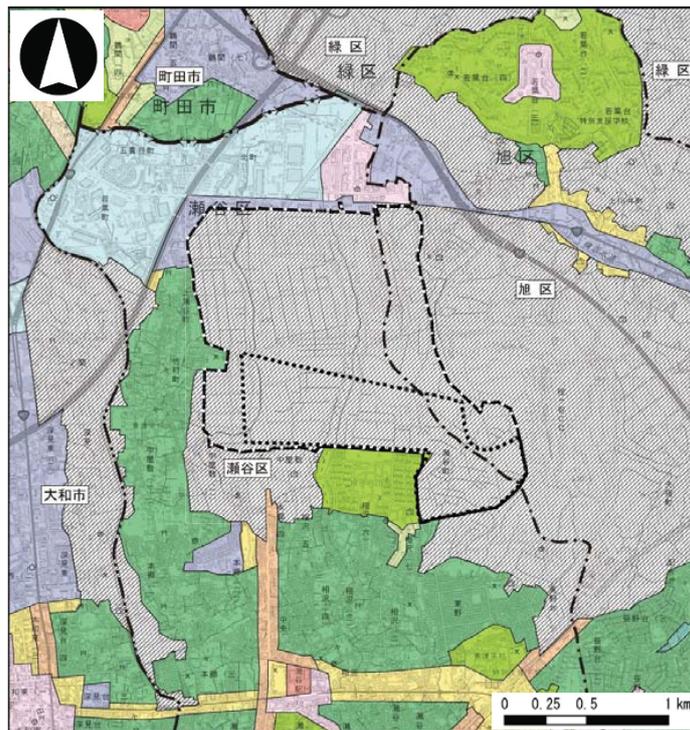
<凡 例>

- 計画区域
- 旧上瀬谷通信施設
- 都県界
- 市界
- 区界
- ホタル生息確認地域
- トンボ池等主なエコアップスポット(点のビオトープ)
- 湧水の位置
- みどりの10大拠点
- 自然植生 植生自然度9
- 特別緑地保全地区
- 生物多様性保全上重要な里地里山

17

## 用途地域図

配慮書p2-57~2-58



- 計画区域の大部分は、市街化調整区域に指定されている。

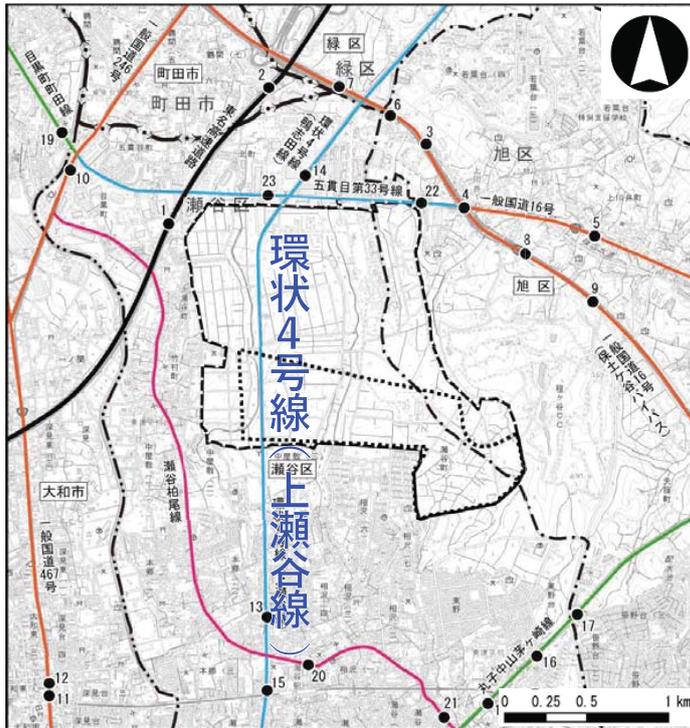
<凡 例>

- 計画区域
- 旧上瀬谷通信施設
- 都県界
- 市界
- 区界
- 第1種低層住居専用地域
- 第2種低層住居専用地域
- 第1種中高層住居専用地域
- 第2種中高層住居専用地域
- 第1種住居地域
- 第2種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 市街化調整区域

18

## 主要道路網

配慮書p2-64～2-66



- 計画区域には、環状4号線（上瀬谷線）が通っている。

<凡例>

- 計画区域
- 旧上瀬谷通信施設
- 都県界
- 市界
- 区界
- 高速自動車国道
- 一般国道
- 県道（主要地方道）
- 県道（一般県道）
- 市道（指定市の一般市道）19

## 公共施設等の状況（公園・緑地等を除く）

配慮書p2-70～2-81

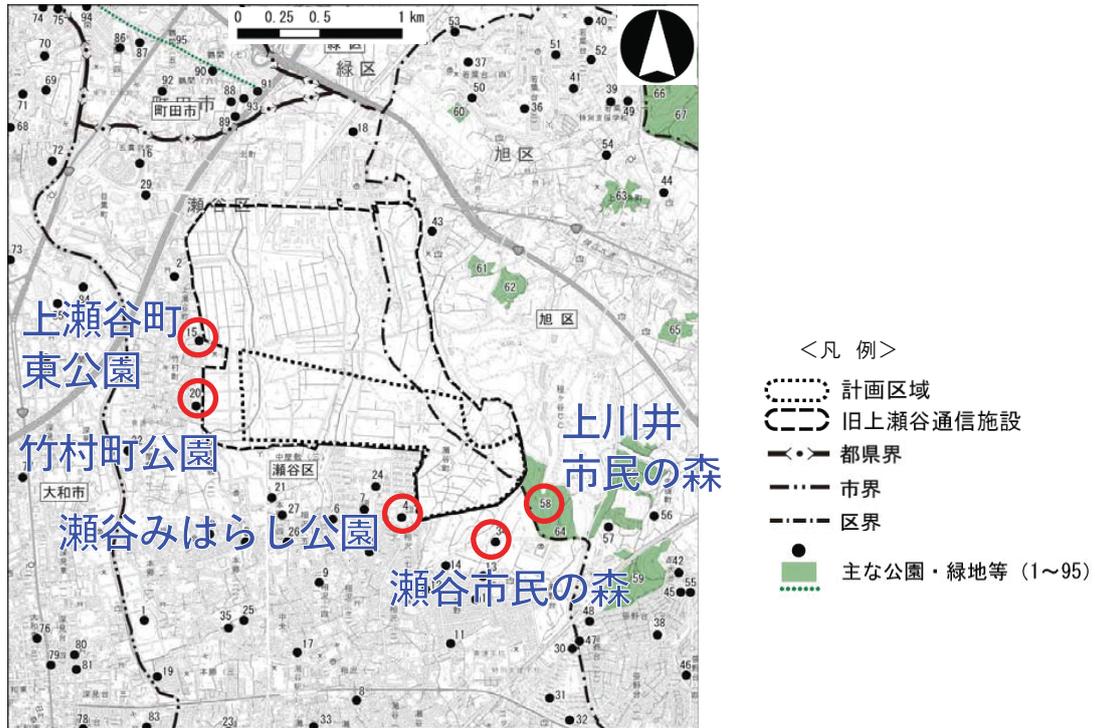


<凡例>

- 計画区域
- 旧上瀬谷通信施設
- 都県界
- 市界
- 区界
- 主な教育機関等（1～59）
- 主な医療機関等（60～67）
- 主な官公庁等（68～77）
- 主な福祉施設等（78～135）
- その他の主な市民利用施設等（136～153）

## 公共施設等の状況 (公園・緑地等)

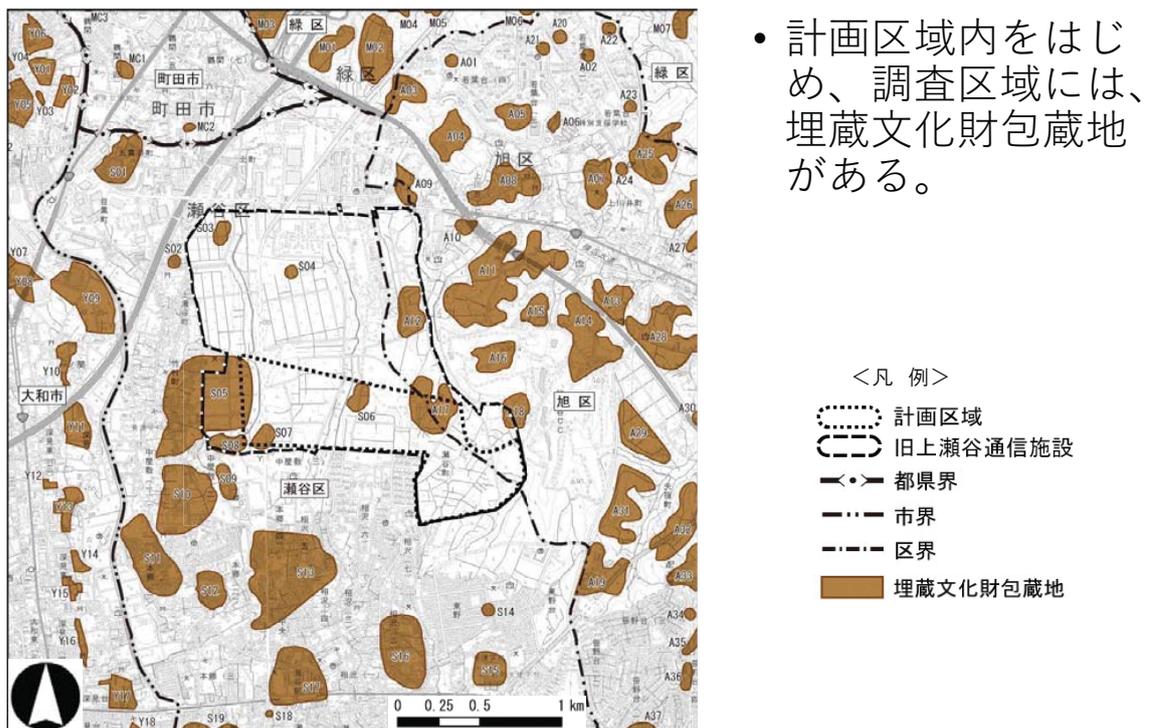
配慮書p2-82~2-85



21

## 埋蔵文化財包蔵地の状況

配慮書p2-91~2-96

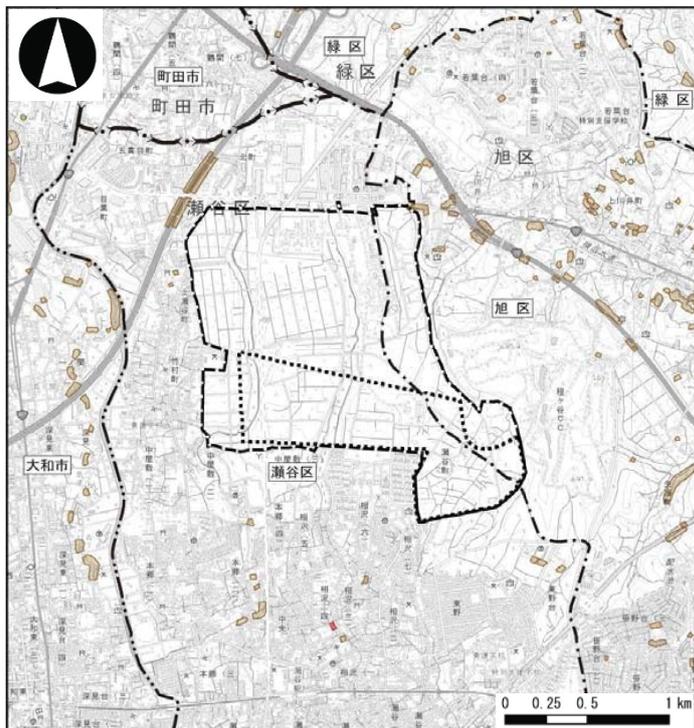


- 計画区域内をはじめ、調査区域には、埋蔵文化財包蔵地がある。

22

## 急傾斜崩壊危険区域及び土砂災害計画区域

配慮書p2-129～2-131



- 計画区域内には、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域は指定されていない。

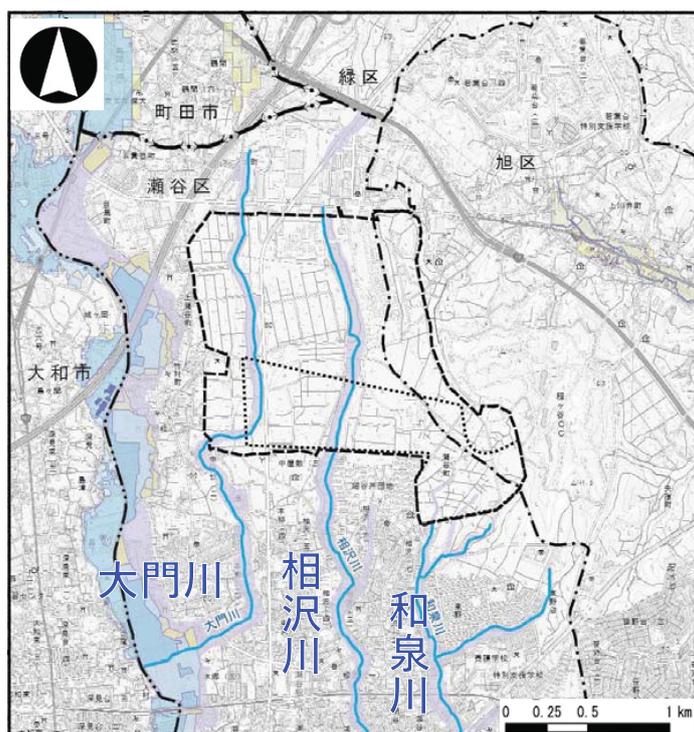
<凡例>

- 計画区域
- 旧上瀬谷通信施設
- 都県界
- 市界
- 区界
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 土砂災害警戒区域

23

## 洪水による浸水想定区域の状況

配慮書p2-129～2-132



- 計画区域において、大門口川、相沢川、和泉川の周辺が浸水のおそれのある区域となっている。

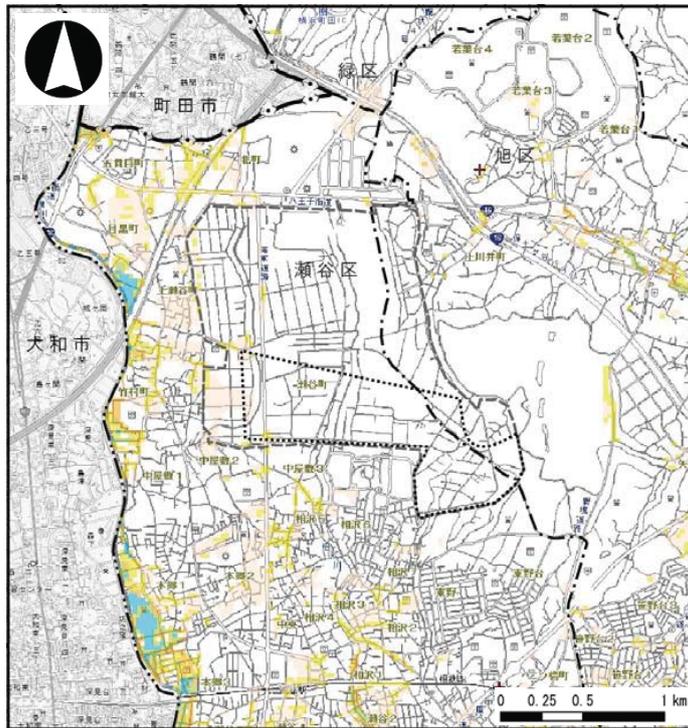
<凡例>

- 計画区域
- 旧上瀬谷通信施設
- 都県界
- 市界
- 区界
- 河川
- 浸水深ランク
  - 0～0.5m 未満
  - 0.5～1.0m 未満
  - 1.0～2.0m 未満
  - 2.0～5.0m 未満
  - 5.0m 以上
  - 浸水のおそれのある区域
- 旭区の浸水深ランク
  - 0～0.5m 未満
  - 0.5～3.0m 未満
  - 3.0～5.0m 未満
  - 5.0～10.0m 未満

24

## 内水による浸水想定区域の状況

配慮書p2-129～2-133



- 計画区域周辺に浸水深が0～2cm未満、2～20cm未満の地域が散在的に分布している。

<凡 例>

- 計画区域
- 旧上瀬谷通信施設
- 都県界
- 市界
- 区界

浸水深ランク

- 0～2cm 未満
- 2cm～20cm 未満
- 20cm～50cm 未満
- 50cm～1.0m 未満
- 1.0m～2.0m 未満
- 2.0m 以上

25

## 3 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

26

## 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

### ■ 基本的な配慮事項

横浜市環境配慮指針：運動施設、レクリエーション施設等の建設に関する配慮事項の要点

- (1) 計画地選定や施設配置等に当たり、周辺環境への影響を低減する
- (2) 環境資源等の現況把握を行う
- (3) 安全な工事計画の検討、市民への情報提供に努める
- (4) 環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例等を遵守する

27

## 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

### ■ 本事業に係る配慮事項

横浜市環境配慮指針：運動施設、レクリエーション施設等の建設に関する配慮事項の要点

- (5) 工作物や敷地の緑化による生物の生息環境の確保に努める
- (6) エネルギー使用の合理化及び、未利用エネルギーの積極的な活用に努める
- (7) 建設資材や設備等のグリーン購入、グリーン電力の導入を図る
- (8) 微気候に配慮し、ヒートアイランド現象の抑制に努める
- (9) 周辺建物との連続性や後背地との調和を図る

28

## 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

### ■ 本事業に係る配慮事項

#### 横浜市環境配慮指針：運動施設、レクリエーション施設等の建設に関する配慮事項の要点

- (10) 駐車場整備にあたり、インフラ整備や交通渋滞の回避や安全性及び利便性への配慮をする
- (11) 光害や騒音等の影響を少なくする
- (12) 地域に親しまれた施設の移転、文化財の消滅・移転及び地域の分断を避ける
- (13) 地下水の涵養を図る
- (14)-1 廃棄物等の発生抑制、再利用及び再生利用を図る
- (14)-2 雨水の有効利用、工作物の長寿命化に努める

29

## 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮書p.3-1~3-2

### 基本的な配慮事項(1)

#### 計画地選定や施設配置等に当たり、周辺環境への影響を低減する

#### ◆ 上位・関連計画に基づき、環境への配慮を行う。

##### 上位・関連計画

- 横浜市水と緑の基本計画
- 横浜市都市計画マスタープラン瀬谷区プラン
- 横浜市都市計画マスタープラン旭区プラン
- 横浜市環境管理計画

#### ◆ 公園整備にあたっては、瀬谷市民の森と連続性のある樹林地、和泉川源流の湧水環境を中心とした緑と水の環境の保全・創出を図る。

30

## 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮書p.3-1~3-2

### 基本的な配慮事項(1) ※前項の続き

#### 計画地選定や施設配置等に当たり、周辺環境への影響を低減する

- ◆ 草地や樹林に配慮した施設配置を行うことで、草地や樹林を保全し、多様な草地及び樹林環境を創出する。
- ◆ 再生可能エネルギーの活用など、環境保全と資源の循環を視野に入れた施設整備を検討する。

31

## 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮書p.3-3

### 基本的な配慮事項(2)

#### 環境資源等の現況把握を行う

- ◆ 配慮書の作成を通じて自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、現況の把握に努めた。
- ◆ 計画区域周辺は、市内でも貴重な広がりのある緑の空間や、河川沿いの緑地からなる緑の拠点を保全・活用し、自然体験や農業体験などの場としての活用を目指していることから、それらに配慮した計画とする。

32

## 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮書p.3-3

### 基本的な配慮事項(3)

#### 安全な工事計画の検討、市民への情報提供に努める

- ◆ 安全な工法や工程を採用し、市民への情報提供に努める。

33

## 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮書p.3-3

### 基本的な配慮事項(4)

#### 環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例等を遵守する

- ◆ 環境負荷の低減や水とみどりの環境形成に関する法令や条例等を遵守した計画とし、周辺環境に配慮する。

##### 遵守する法令

- 土壌汚染対策法
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 生物多様性基本法
- 地球温暖化対策の推進に関する法律

34

## 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮書p.3-3

### 本事業に係る配慮事項(5)

#### 工作物や敷地の緑化による生物の生息環境の確保に努める

- ◆ 和泉川源流域を中心とした小川や谷の土地形状と自然環境を保全し、生物多様性を考慮した自然体験の場の確保に努める。
- ◆ 建物（管理棟等）周辺を緑化し、生物の生息生育環境の確保に努める。
- ◆ 緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用に努める。

35

## 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮書p.3-3

### 本事業に係る配慮事項(6)

#### エネルギー使用の合理化及び、未利用エネルギーの積極的な活用に努める

- ◆ 建物（管理棟等）や照明等に省エネルギー型機器の導入を検討する。
- ◆ 公園の整備と併せて、太陽光等の再生可能エネルギー施設の導入を検討する。

36

## 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮書p.3-4

本事業に係る配慮事項(7)

### 建設資材や設備等のグリーン購入、グリーン電力の導入を図る

- ◆ 建設資材や設備等の確保に際しては、グリーン購入を図るとともに、横浜市グリーン電力入札制度に基づきグリーン電力の導入に努める。

#### 【横浜市グリーン電力入札制度】

本市の電力需給契約に関する入札に、発電に伴う環境負荷を可能な限り低減し、電力使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量削減の取組につながるような環境条件を設定することで、電気事業者に対して、環境に配慮した電力供給を行う方向に誘導する制度。平成18年度より導入。

37

## 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮書p.3-4

本事業に係る配慮事項(8)

### 微気候に配慮し、ヒートアイランド現象の抑制に努める

- ◆ 通路や駐車場の整備に当たっては、耐久性の確保を前提としつつ、ヒートアイランド現象の抑制策として、保水性舗装や遮熱性舗装などの採用についても検討する。
- ◆ ヒートアイランド現象の抑制を図るため、水系や緑陰、地形による微気象など快適に過ごせ、親しみながらグリーンインフラを体感できる場の整備を検討する。

38

## 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮書p.3-4

本事業に係る配慮事項(9)

### 周辺建物との連続性や後背地との調和を図る

- ◆ 相沢川の河川空間とそこから連続する広々とした草地や上瀬谷の原風景となる農景観などの多様な景観を活かした整備を検討する。
- ◆ 管理棟等について、周辺の景観と調和（色彩、材質、形、高さ）したものととなるよう、検討を進める。

39

## 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮書p.3-4

本事業に係る配慮事項(10)

### 駐車場整備にあたり、インフラ整備や交通渋滞の回避や安全性及び利便性への配慮をする

- ◆ 横浜市駐車場条例等を参考に必要台数を確保した上で、広域的な利用を想定しつつ、日常的な利用に合わせ、駐車場を適切に配置する。
- ◆ 駐車場内における電気自動車の充電設備等のインフラ整備を検討する。

40

## 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮書p.3-5

本事業に係る配慮事項(11)

### 光害や騒音等の影響を少なくする

- ◆ 「光害対策ガイドライン（環境省）」等を踏まえ、周辺に悪影響を及ぼさない照明計画とする。
- ◆ 工事の施工中においては、低騒音型・低振動型機械の使用、仮囲いの設置、低騒音・低振動工法の採用、作業量の平準化、工事用車両の規制速度の遵守、アイドリングストップ等の対策を実施する。
- ◆ 駐車場に出入りする自動車に対し、法定速度の遵守とアイドリングストップ、空ぶかしの禁止を呼びかけ、騒音の発生を極力抑える。

41

## 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮書p.3-5

本事業に係る配慮事項(12)

### 地域に親しまれた施設の移転、文化財の消滅・移転及び地域の分断を避ける

- ◆ 本事業による史跡・文化財、地域の住民に親しまれた施設の消滅・移転はない。
- ◆ 計画区域内には埋蔵文化財包蔵地が存在するため、関係機関と協議のうえ、「文化財保護法」に基づき必要な手続・措置を講じる。

42

## 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮書p.3-5

本事業に係る配慮事項(13)

### 地下水の涵養を図る

- ◆ 樹林地の保全、雨水浸透施設、雨水流出抑制施設（雨水調節池）の設置や緑化、湧水の保全、駐車場や管理用通路並びに園路等への透水性舗装の導入等により地下水の涵養に配慮した計画とする。

43

## 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮書p.3-5

本事業に係る配慮事項(14)-1

### 廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用を図る

- ◆ 工事の実施に当たっては、コンクリート廃材や建設汚泥などの建設廃棄物の発生抑制、減量化及び資源の循環的な利用促進に努める。なお、再使用、再生利用できないものについては、適正に処理を行う。
- ◆ 「第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画」の取組みを推進し、木材代替型枠やリサイクル材等のエコマテリアルの積極的な活用を検討する。
- ◆ 建設発生土は、場内再利用に努める。

44

## 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮書p.3-5

本事業に係る配慮事項(14)-2

### 雨水の有効利用、工作物の長寿命化に努める

- ◆ トイレ洗浄水等への雨水の有効利用などの可能性について検討する。
- ◆ 工作物については、定期的な点検を適切に行うことで、長寿命化に努める。

45

ご清聴ありがとうございました

46